

1 税率等

- (1)均等割 市民税3,500円 県民税2,000円
 ※あいち森と緑づくり税(県500円)及び東日本大震災復興に係る復興増税分(市500円・県500円)を含みます。

(2)所得割

①総合課税分： 市民税 6% 県民税 4%

②分離課税分

課税標準額	市民税	県民税
短期譲渡所得(一般分)	5.4%	3.6%
長期譲渡所得(一般分)	3%	2%
株式等に係る譲渡所得等(上場分)	3%	2%
上場株式等の配当所得	3%	2%
先物取引に係る雑所得等	3%	2%

●配当控除(税額控除)

種類	課税所得金額		1000万円以下の部分		1000万円超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%	0.8%	0.6%
証券投資信託等	外貨建等証券投資信託以外		0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券投資信託		0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

○所得控除

障害者控除(一般)	26万円
障害者控除(特別障害者)	30万円
障害者控除(同居の特別障害者)	53万円
寡婦(寡夫)控除	26万円
特別寡婦控除	30万円
勤労学生控除	26万円

雑損控除	①実質損失額-総所得金額等の合計額×10% ②災害関連支出の金額-5万円 上記の内、いずれか高い方の金額
医療費控除	医療費の実質負担額-総所得金額の5%(総所得200万円以上の場合10万円)(限度額200万円) ※地方税法附則第4条の4の規定の適用を受ける場合 特定一般用医薬品等購入費-12,000円(限度額88,000円)
社会保険料控除等	支払金額

納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円
	老人	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	所得金額	控除額		
	38万円超~85万円以下	33万円	22万円	11万円
	85万円超~90万円以下	33万円	22万円	11万円
	90万円超~95万円以下	31万円	21万円	11万円
	95万円超~100万円以下	26万円	18万円	9万円
	100万円超~105万円以下	21万円	14万円	7万円
	105万円超~110万円以下	16万円	11万円	6万円
	110万円超~115万円以下	11万円	8万円	4万円
	115万円超~120万円以下	6万円	4万円	2万円
120万円超~123万円以下	3万円	2万円	1万円	

区分	支払った金額(A)	控除額
生命保険料控除 旧契約 ①一般生命保険料 ②個人年金保険料	~15,000円	(A)全額
	15,001円~40,000円	(A)×1/2+7,500円
	40,001円~70,000円	(A)×1/4+17,500円
	70,001円~	35,000円
新契約 ③一般生命保険料 ④介護医療保険料 ⑤個人年金保険料	~12,000円	(A)全額
	12,001円~32,000円	(A)×1/2+6,000円
	32,001円~56,000円	(A)×1/4+14,000円
	56,001円~	28,000円

※旧契約とはH23.12.31以前、新契約とはH24.1.1以後に締結した保険契約です。
 ※一般生命保険料は①③の合計(限度額28,000円)です。…⑥
 個人年金保険料は②⑤の合計(限度額28,000円)です。…⑦
 ※生命保険料控除の適用限度額
 ④⑥⑦の合計(限度額70,000円)です。
 ※一般・個人年金・介護医療の区分は、生命保険会社等が発行する証明書に表示されています。

※同居老親等とは、所得者またはその配偶者の直系尊属で、そのいずれかと同居の者をいいます。

扶養控除	16歳未満(H15.1.2以降生)	-
	一般	33万円
	老人(S24.1.1以前生)	38万円
	特定(H8.1.2~H12.1.1生)	45万円
基礎控除	同居老親等※	45万円
基礎控除		33万円

●寄附金控除(税額控除)

※対象となる寄附金は総所得金額等の30%まで

都道府県・市町村への寄附金…①+②	(寄附金額合計-2,000円)×10%…①
日本赤十字社愛知県支部、愛知県共同募金、県・市の指定した団体への寄附金…①	(寄附金額合計-2,000円)×(90%-所得税の限界税率×1.021)…② ※②は市県民税所得割の2割が限度額

2 調整控除(所得税との人的控除額の差に基づく負担額の減額措置)

- ア 個人住民税の課税所得金額が200万円以下の方
 aとbのいずれか小さい額の5%
 a 人的控除額の差の合計額
 b 個人市民税・県民税の課税所得金額
 イ 個人住民税の課税所得金額が200万円超の方
 [a-(b-200万円)]の5%
 ※ただし、この額が2500円以下の場合は2500円とする。

3 配当割・株式等譲渡所得割額

特定配当所得または特定株式等譲渡所得を申告した場合、これらの所得に5%を乗じた配当割額または株式等譲渡割額が所得割額から控除されます。

(一部抜粋)